

執筆者:

[E-mail](#)  [岩瀬 ひとみ](#)[E-mail](#)  [菊地 浩之](#)[E-mail](#)  [河合 優子](#)[E-mail](#)  [村田 知信](#)[E-mail](#)  [五十嵐 チカ](#)[E-mail](#)  [松本 絢子](#)[E-mail](#)  [菅 悠人](#)[E-mail](#)  [戸田 相](#)

## 目次

- I カメラ画像の利活用／河合 優子、戸田 相
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人、村田 知信

## I カメラ画像の利活用

### 1. はじめに

IoTの急速な普及、顔認識技術等の向上により、近時、カメラ画像の果たす役割とその利活用に対する期待が高まっている。他方で、個人情報保護法等の法令遵守の観点や、被撮影者のプライバシーその他の人格的な利益に関する懸念も存在するところである。

本ニュースレターでは、カメラ画像の利活用に関する個人情報保護法上の規律を紹介し、近時の検討状況を概観する。

### 2. 現行の個人情報保護法・ガイドライン等における規律

カメラを撮影して得られる画像等、本人が判別できる映像情報は個人情報保護法2条1項にいう「個人情報」に該当する<sup>1</sup>。また、撮影した画像をもとに、顔の骨格、皮膚の色、目・鼻・口等の位置及び形状から抽出した特徴情報が、ソフトウェア等による本人認証が可能な水準にある場合、当該特徴情報は同法2条2項にいう「個人識別符号」に該当し<sup>2</sup>、やはり「個人情報」に該当する。

同法との関係では、事業者がカメラ画像を取得・利用する場合、それが本人を判別又は認証し得るものであれば、概要、以下のルールを遵守する必要がある。なお、(3)～(6)は当該画像が個人データに該当する場合に遵守する必要があるが、個人データに該当しない場合であっても、これに準じた取扱いが望ましいと考えられる<sup>3</sup>。勿論、事案に応じて、プライバシーや肖像権等、個人情報保護法以外の観点からの配慮も必要となり得る。

(1) 利用目的の特定、利用目的の通知・公表、利用目的の範囲内での利用(個人情報保護法17条、18条、21条)

<sup>1</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」2-1。

<sup>2</sup> 同ガイドライン(通則編)2-2、個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A(以下「Q&A」という。)」1-23。

<sup>3</sup> Q&A 10-8。

- (2) 適正な取得、不適正利用の禁止(同法 19 条、20 条)
- (3) データ内容の正確性の担保・消去、安全管理措置(同法 22 条～25 条)
- (4) 一定の漏洩等の場合の報告・通知(同法 26 条)
- (5) 第三者提供の制限・記録及び確認(同法 27 条～30 条)
- (6) 保有個人データに関する事項の公表、開示請求等への対応(同法 32 条～40 条)
- (7) 苦情処理(同法 40 条)

このうち、(1)の利用目的の通知・公表については、具体的な事案に即した検討が必要である。

典型的な例として、カメラ画像を取得してこれを防犯目的のみに利用し、顔認証データを取り扱わない場合には、「取得の状況からみて利用目的が明らか」(同法 21 条 4 項 4 号)であるため、利用目的の通知・公表は不要とされている(但し、防犯カメラが作動中であることを店舗等の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずることが望ましいとされる)<sup>4</sup>。

他方で、防犯カメラによりカメラ画像を取得し、そこから「顔認証データを抽出して」これを防犯目的で利用する場合は、本人においてかかる取扱いが行われるとは合理的に予測・想定できないと考えられること、また、顔認証データはマーケティング等他の目的にも利用され得る個人情報であることから、防犯のためにカメラ画像及び顔認証技術を用いた顔認証データの取扱いが行われることを本人が予測・想定できるように利用目的を特定し、これをあらかじめ公表又はその取得後速やかに通知・公表する必要があるとされる。加えて、防犯カメラが作動中であることを店舗等の入口や設置場所等に掲示する等、防犯カメラにより自らの個人情報が取得されていることを本人において容易に認識可能とするための措置を講ずる必要があるとされる。また、カメラ画像の取得主体、カメラ画像の内容、カメラ画像及び顔認証データの利用目的、問い合わせ先等を本人が確認できるよう、これらを店舗等の入口や設置場所等に明示するか、又は、これらを掲載した WEB サイトの URL 又は QR コード等を示すことが示唆されている<sup>5</sup>。防犯とは無関係に、マーケティング等の目的で店舗内のカメラ画像及び顔認証データを取得・利用する場合も、同様の対応が必要であろう<sup>6</sup>。

(4)については、カメラ画像を顔識別データベースに登録する場合であれば、社内ルールの設定や社内のダブルチェック体制の整備が必要と考えられる<sup>7</sup>。安全管理措置については、防犯カメラを設置して個人データを取り扱う場合に関する Q&A 10-8 が具体的な措置を列挙しており、参考になる。

### 3. 「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」の開催

個人情報保護委員会は、「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」(以下「本検討会」という。)を、現在までに 3 回開催している<sup>8</sup>。

顔識別機能付きカメラは犯罪予防や安全確保の観点から有用である一方、運用次第では受忍限度を超える個人のプライバシー侵害等を生じさせるリスクをはらむことから、本検討会は、国内外の動向も踏まえ、公共空間における犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像の適正な利用の在り方について、包括的に整理を行うことを目的としている。

公表資料によれば、現在までに、個人情報保護法と不法行為法の関係、個人情報保護法の不適正利用や適正取得義務の考え方、現行の Q&A の内容の是非、個人情報保護法における利用目的の設定の在り方とプライバシー侵害事案における個人情報の利用目的の重要性の比較、事業者に対応が求められる事項、運用基準の明確化等について議論がなされて

<sup>4</sup> Q&A 1-12。

<sup>5</sup> Q&A 1-12。

<sup>6</sup> Q&A 1-13。

<sup>7</sup> Q&A 1-15。

<sup>8</sup> 第 1 回は 2022 年 1 月 28 日(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/camerakentoukai/20220128/>)、第 2 回は同年 3 月 9 日(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/camerakentoukai/20220309/>)、第 3 回は同年 4 月 14 日(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/camerakentoukai/20220414/>)。

いる。今後は、国内外の動向等も含めて、多角的な検討が重ねられると思われる。

本検討会は、犯罪予防や安全確保に主眼を置くものの、それ以外の目的、例えば会員向けサービスの提供や広告施策等のためにカメラ画像を利用する事業者においても、とりわけ特定の個人を識別できる顔画像やデータを取得・利用するケースにおいては、本検討会での議論・検討が参考になると考えられる。

#### 4. 「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」の公表

2022年3月30日には、経済産業省と総務省が「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」(以下「本ガイドブック」という。)を策定・公表している<sup>9</sup>。

本ガイドブックは、特定の個人の識別につながる可能性のある情報を取得し利活用するケースとして、ver2.0と同様に6つのケース<sup>10</sup>を想定し、それぞれについて具体的な検討を行うものである。いずれのケースも、カメラの被撮影者から明確な事前同意を取得することが現実的でないものの、事業者として実施のニーズが大きいケースであり、撮影画像や個人識別符号を原則として速やかに破棄することが予定されている。

したがって、特定の個人の識別につながる可能性のある情報を別途保有する会員情報等と紐付ける等して、特定の個人向けにサービス提供やマーケティングを行うケースは、本ガイドブックのスコープ外であり、それらのケースでは、本ガイドブックの配慮事項を踏まえつつ、具体的なサービス等の内容に応じて、個人情報保護法の遵守や、本人の同意を取得できる場合には同意を取得してから利活用する等、本人のプライバシー保護を十分に担保する必要がある(本ガイドブック 7～9頁)。

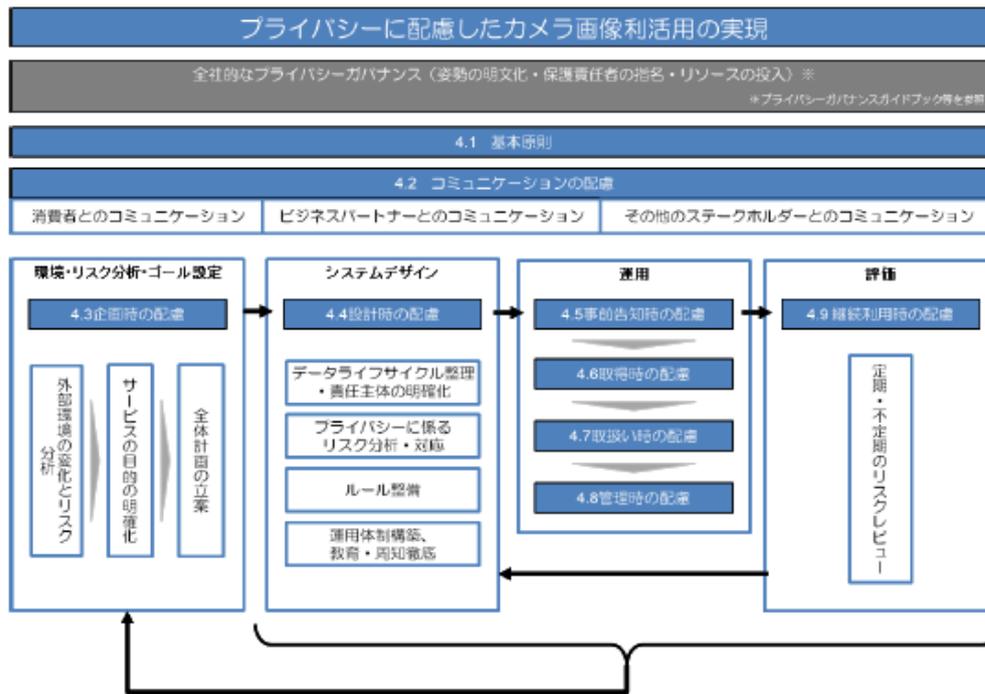
本ガイドブックは、今般の改訂にあたり、被撮影者のプライバシーを保護し被撮影者からの理解を得るために事業者が配慮すべき事項(配慮事項)に関する記載を大幅に追加している。

新設された「コミュニケーションの配慮」では、被撮影者の母集団の特性を分析すること、十分な時間をかけて丁寧にコミュニケーションを図ること、多言語化対応、十分な情報提供を行うこと等の指摘がある。

同じく新設された「企画時の配慮」「設計時の配慮」はプライバシー・バイ・デザインの考え方に親和性を有するといえる。また、「継続利用時の配慮」は、定期的なリスク評価の実施やサービス等の見直し、また事故発生等を契機とする不定期でのリスク評価や見直しを指摘している。配慮事項の全体構成は次の表のとおりである(本ガイドブック 26頁)。全体を通じて、改正個人情報保護法に対応する追加・修正も行われている。

<sup>9</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220330001/20220330001-1.pdf>

<sup>10</sup> ①店舗内設置カメラ(属性の推定)、②店舗内設置カメラ(属性の推定)、③店舗内設置カメラ(レポート分析)、④屋外に向けたカメラ(人物形状の計測)、⑤屋外に向けたカメラ(写り込みが発生し得る風景画像の取得)、⑥駅構内設置カメラ(人物の滞留状況把握)。



また、本ガイドブックでは、プライバシー保護の観点からも記載が追加されている。

情報化の進展に伴い、被撮影者の情報を取り扱うに当たり本人の合理的な期待が害されるような問題について、プライバシーに関わる問題として提起されることも多いとの指摘、また、被撮影者の個人的な受け止め方の相違や、社会的受容性が時間の経過やコンテキストによって変化し得る点にも注意が必要であるとの指摘は、注目に値する。

また、カメラ画像や個人識別符号は、特定の本人を識別し得る情報であり、プライバシーや肖像権に対する影響が大きいことから、被撮影者のプライバシーや肖像権を違法に侵害することを防ぐためには、カメラ画像を利用する目的の正当性、撮影の必要性、撮影方法・手段や利用の方法の相当性に配慮する必要があることが明記されている。具体的に注意すべき点として、特定の個人のデータを取得する時間的範囲・空間的範囲を踏まえたプライバシーの観点からの注意の必要性、カメラ画像から検知や推定を行う際のプライバシーへの影響度を踏まえた配慮の必要性、公共空間・準公共空間におけるプライバシーへの配慮の必要性について説明が加えられている。

## II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

### 1. 日本

- 2022年3月、個人情報保護委員会は「[事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて－制度編－](#)」及び「[事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて－事例編－](#)」を公表した。2020年4月1日施行の改正個人情報保護法により仮名加工情報が新設されたことに伴い、従前は匿名加工情報を対象としていた事務局レポートの内容が拡充されたもので、制度編と事例編の2分冊形式となった。

### 2. 中国

- 2022年3月14日、「未成年者ネットワーク保護条例(意見募集稿)」が公表され、2022年4月13日まで意見募集が行われた。

### 3. 香港

- 2022年3月25日、PCPD(香港の個人情報保護委員会)は、「COVID-19 パンデミック時の従業員の個人データの収集と使用に関する雇用主向けガイダンス」(以下「本ガイダンス」という。)を公表した。本ガイダンスは、雇用主に対して、COVID-19に関する健康データの取扱いについて主に以下の取扱いを推奨している。
  - 職場での COVID-19 の予防又は管理に無関係又は厳密に必要ではない健康データは収集されるべきではない。
  - 健康データが収集される目的に比して過度な手段を用いて健康データを収集してはならない。プライバシーを侵害しない手段を採用する必要がある。
  - 雇用者はプライバシーポリシー等により、従業員に対して健康データ収集に関して必要な全ての情報を明確に伝える必要がある。
  - 収集された健康データは、収集した目的が達成されたら永久に破棄する必要がある。
  - 雇用主は、正確で最新の予防接種情報と従業員の検査結果を維持するためのポリシーとシステムが整っていることを確認する必要がある。
  - 雇用主は、収集された健康データを、不正又は偶発的なアクセス、処理、消去、紛失、又は使用から保護するために、実行可能なすべての手順を実行する必要がある。

### 4. フィリピン

- 2022年3月22日、National Privacy Commission による公聴会が開かれ、課徴金に関する通達の改定案が公表された。同改正案では、違反の重さに応じて、違反を生じさせた管理者又は処理者の年間総収入の 0.25%~3%の課徴金が課されることとされている。他方で、一行為によって生じる課徴金の上限額は 500 万ペソ(約 1,200 万円)に設定されており、一行為により複数の違反が生じたとしても、それが一行為から生じたものであれば、上限額は維持されるとされている。

### 5. サウジアラビア

- 2021年9月、個人データ保護法が公布され、2022年3月より施行予定であったことは、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年11月26日号](#)で紹介したが、施行日が1年延期され、2023年3月より施行される予定となった。

### 6. 欧州

- 2022年3月21日、欧州データ保護評議会(EDPB)が、[ソーシャルメディアのインターフェースにおける「ダークパターン」に関するガイドライン案](#)を公表した。ダークパターンとは、ソーシャルメディア・プラットフォーム上で、利用者が自己のパーソナルデータについて、無意識に、本来は望んでいない潜在的に有害な意思決定を行わせるインターフェイス又はユーザー・エクスペリエンスをいう。本ガイドライン案では、ダークパターンを、情報過剰(Overloading)、省略(Skipping)、情動の利用(Stirring)、妨害(Hindering)、不規則(Fickle)、隠蔽(Left in the dark)に分類し、ソーシャルメディアアカウントの開設、利用、パーソナルデータに係る権利行使、そして退会等の各場面で、公平性・透明性、データの最小性、有効な同意取得、管理者の責任、プライバシー・バイ・デザイン等の観点から留意点を指摘している。

### 7. 米国

- ユタ州において、2022年3月24日、全米で4番目となる、州レベルの包括的なプライバシー保護法である Utah Consumer Privacy Act(ユタ州消費者プライバシー法。UCPA)が制定された。UCPA は、適用範囲や消費者の権利に関する規定において、バージニア州消費者データ保護法やコロラド州消費者プライバシー法等と類似しているが、これらと異なり、①「sale」を金銭を対価とする個人データの交換に限定している、②不正確な個人データを訂正する権利が認められていない、③「センシティブデータ」を処理するために事前にオプトインの同意を得る必要はない(但し、最初に明確な通知を行い、オプトアウトの機会を提供する義務はある。)、④データ保護評価やサイバーセキュリティ監査・リスク評価は義務付けられていない、と

いった特徴を有している。UCPA は 2023 年 12 月 31 日より施行される。

- ・ インディアナ州において、データ漏えいの通知に関する州法が改正された。改正により、データ漏えい時には、データ主体及び州司法長官に対して、不合理に遅滞することなく(但し、遅くともデータ漏えいの認識時から 45 日以内に)通知を行うことが義務付けられた。当該改正は 2022 年 7 月 1 日より施行される。
- ・ ニュージャージー州において、事業者に対し、従業者の使用する自動車(事業者により提供された車両であるか、従業者個人が所有する車両であるかを問わない。)に追跡装置(車両等の位置情報の追跡を目的として使用される装置をいい、交通費等の記録・精算を目的として設置される装置は含まない。)を設置する場合には、その旨をあらかじめ従業者に書面により通知することを義務付ける州法が制定された。当該義務の違反時には、民事上の罰金が科され得る。同法は 2022 年 4 月 18 日に施行されている。
- ・ 米国証券取引監視委員会は、2022 年 3 月 9 日、国内外の投資家が適切にサイバーセキュリティのリスクが上場企業の財務状況等に与える影響を分析・把握できるよう、上場企業における重大なサイバーセキュリティインシデントやそのリスクマネジメント・ガバナンス体制に関して、情報開示の詳細さやタイミング等について各上場企業間での平仄を確保するための [基準案](#) をパブリックコメントに付した。

## 8. オーストラリア

- ・ 2022 年 3 月 10 日、オーストラリア情報コミッショナー(Australia Information Commissioner)は、Australian Retail Credit Association(ARCA)が申請していた Privacy (Credit Reporting) Code 2014 (CR Code)の改正を承認した。今回の CR Code の改正は、National Consumer Credit Protection Amendment (Mandatory Credit Reporting and Other Measures) Act 2021 によって消費者の信用不安に関する情報の報告制度及び消費者による自己の信用情報へのアクセス制度が導入されたことに伴うプライバシー法(Privacy Act)の改正を反映したものである。今回の CR Code の改正では、事業者による消費者の信用不安に関する情報の収集、使用及び開示に関する統一的な取扱指針が示されるとともに、消費者が無料で自身の信用情報にアクセスする権利(但し、3 ヶ月に 1 度まで。)を保障した上で、事業者が信用不安情報を利用してクレジットスコアを計算することや、12 ヶ月を超えて信用不安情報を保持することを禁止するなど、信用不安情報の使用や開示に関する消費者の権利保護に関する規定を設けている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 